

## ○教育関係事業に対する名義後援等の取扱いについて

### (承認基準)

1 次の(1)、(2)、(3)に掲げる基準により審査を行います。

#### (1) 主催団体

事業の主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体並びにこれに準ずるもの。

イ 公益法人及びこれに準ずる団体。

ウ その他教育委員会が適当と認めるもの。

#### (2) 事業の内容及び規模

事業の内容が、次のいずれにも該当すること。

ア 事業内容が明らかに教育、学術、文化、スポーツの普及向上に寄与するもので、公益性のあるものであること。

イ 事業の規模が広域的なものであること。ただし、教育委員会が特に公共性が高いと認める事業については、この限りではない。

ウ 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

エ 事業の性質が営利的色彩のないものであること。

オ 教育委員会の方針に即したものであること。

カ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているものであること。

#### (3) その他についての承認基準

ア 主催者の組織等が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

イ 開催・開設の場所については、公衆衛生、災害防止等に関し、十分な設備及び措置が講じられていること。

ウ 入場料、出品料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、事業内容及び規模等からみてその額が適当であると認められるものであること。

エ 過去に後援等の承認をしたものにあつては、承認の条件を履行したものであること。

(申請手続き)

2 後援等の承認を受けようとする者は、長崎県教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）及び収支予算書又は次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該事業の開始30日前までに提出してください。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職氏名（団体にあつては、その代表者）及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時（期間）及び場所
- (4) 参加対象及び参加見込数
- (5) 他に後援等を行う者（予定者も含む）
- (6) 入場料、参加料等の徴収費用

(承認の条件)

3 後援等の承認をする場合において、必要により次の各号に掲げる条件を付するものとします。

- (1) 承認後に、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出をすること。
- (2) 事業終了後は、その結果について報告書を提出すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(承認の取り消し)

4 次の各号の一に該当すると認めるときには、後援等の承認を取り消すことがあります。

- (1) 承認の基準に該当しなくなった場合。
- (2) 承認にあたって付した条件に違反した場合。
- (3) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じた場合。

〈お問い合わせ先〉

長崎県教育庁体育保健課 競技力向上対策班

Tel 095-894-3413 Fax 095-894-3478